

青森市はまなす会館利用許可申請書兼許可書

西暦 年 月 日

指定管理者

登録番号 T8420005000607

一般財団法人 青森市産業振興財団

理 事 長 様 郵便番号

申請者 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話

印

青森市はまなす会館を利用したいので、次のとおり申請します。

催し物等名称															
催し物等の内容															
利用目的	営利・営利以外														
種 別	講演、講習、研究、会議、展示会、その他（ ）														
参加予定人員	人					駐車予定台数	台								
利用責任者	住所 同上														
	氏名 同上					電話									
利用場所及び利用料金等	月・日	曜	時 間	場 所 名	利用料金	利 用 料 金 納 付 月 日									
					円										
	割 増 料														
	合 計				円										
上記申請については、裏面の条件をつけて許可します。 西暦 年 月 日 登録番号 T8420005000607 一般財団法人 青森市産業振興財団 理 事 長 なお、附属設備料金は、別途請求します。						許可第 号									
											西暦 年 月 日				
						館長		証印		担当					

注 太枠の中は記入しないでください。

— 許可条件 —

- 1 この許可書は、青森市はまなす会館の利用中携帯し、職員から要求があったときは、提示してください。
- 2 利用料金は、利用する日の利用許可書交付後指定期日までに必ず納入してください。
- 3 青森市はまなす会館を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- 4 既に納めた利用料金は、条例に定める場合以外は、お返しできません。
- 5 準備及び後始末は、許可された時間内に利用者側で行ってください。
- 6 青森市はまなす会館の利用に当たっては、催し物等のプログラムを提出し、その他必要な事項を事前に職員と打ち合わせてください。
- 7 火災及び盗難の防止等に留意し、施設内外の秩序維持のため必要な整理員を配置してください。
- 8 建物及び附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、何人の行為であっても利用者がその損害を賠償することとなります。
- 9 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 10 施設及び附属設備等の利用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。
- 11 体育館の利用に当たっては、必ず室内シューズ又はスリッパを使用してください。
- 12 体育館は、禁煙となっております。
- 13 催し物や展示会等において、入場者及び展示品等の事故については、責任を負いかねますので、防火、防犯、交通整理等、万一の事故に備えて保険等の加入をお勧めします。
- 14 当方に瑕疵が認められる場合を除いては、利用者の損害については、一切責任を負いません。